

第4回 山形県景観形成審議会議事録

- 1 日 時 令和6年3月6日(水) 14時00分から15時50分
2 場 所 山形県庁1502会議室
3 出席委員 齋藤委員、山畑委員、高澤委員、本間委員、水戸部委員、
山科委員、熊坂委員、町田委員(計8名)
4 議事録署名委員 本間委員、町田委員
5 議 事

(1) 諮問事項

山形県屋外広告物条例第2条第1項第9号の指定地域の変更について 資料-1

(2) 報告事項

- ① 山形県景観形成審議会景観審査部会の案件報告等について 資料-2
② 山形県屋外広告物講習カリキュラムの見直しについて 資料-3
③ やまがたの誇れる景観魅力発信事業について 資料-4

議 事

(事務局)

これから議事に入ります。

議事については、山形県景観形成審議会条例第5条第2項の規定により、会長が議長になるとされておりますが、本日、新幹線の遅延の影響により、齋藤会長が到着していないため、同条例第4条第3項の規定により、会長代理である高澤委員に議長をお願い申し上げます。高澤委員、よろしくお願いいたします。

(高澤議長)

最初に、本日の議事録署名委員2名を私からご指名申し上げます。

本間委員、町田委員

以上の両委員をお願いいたします。

(本間委員)(町田委員)

[了承]

(高澤議長)

それでは、まず諮問事項について審議いたします。

山形県屋外広告物条例第2条第1項第9号の指定地域の変更について、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局)

～山形県屋外広告物条例第2条第1項第9号の指定地域の変更について資料-1を説明～

(高澤議長)

それでは、委員のみなさまからご意見を頂戴したいと思います。ご発言のある方は挙手をお願いします。

(町田委員)

第2種特別規制区域となる範囲が広がるというところで、新たに規制対象となる広告物はかなりの数がございますでしょうか。

(事務局)

はい、新たに規制になるところに、既に看板を立てている方がいらっしゃいます。庄内総合支庁の方で調査しました結果、既に立ててあるという看板を既存不適格と言って、14件ほどございました。そのうち12件は自家広告物、2件は案内広告物で、全て建植広告看板でございました。

これらの方々には、令和4年度から訪問しまして、丁寧にご説明をさせていただいております。その中で皆様からは、厳しい規制ではございますが、そういうことであればやむを得ないということで、今回のエリアにつきましては、特にクレームをつける方はおりませんで、全ての方にご理解をいただいていると聞いております。

(町田委員)

いちばん気になりますのは、総合支庁でご苦労なさっている担当の方々でして、要請をすんなり受け入れてくれる方々が全てではないと思います。粛々と対応されるなかでご苦労されている状況もあるかと思っておりますので、この場におきまして敬意を表したいと思えます。

(事務局)

今回のエリアではないのですが、なかなかご理解を示さない方については、より丁寧に説明をしている状況がございます。なかなかそれでも難しいという方もおりますけども、全く駄目だということではなくて、今、経済的にお金がないので、もう少ししたら建て直すとか、撤去するとか、縮小するとか、そういった方がほとんどです。一般広告物の場合は看板の許可を得ますと3年間は有効となりますので、経過措置5年の中で3年の区切りで縮小して建て替えるとか、そういった方法で更新許可を得たいという方もいらっしゃいますので、そういうふうな方々もこの規制にご理解いただけるよう努力してまいりたいと考えております。

(山畑委員)

対象は14件の建植タイプということでしたけども、改善方法としまして、いくつかは縮小して建て替え、それ以外の方は完全に工作物として除却されるのか、ただ広告面だけを塗りつぶして広告物ではないものとする場合もあると思いますが、状況はいかがでしょうか。

(事務局)

今回のエリアは、第2種特別規制地域と言われているエリアになってしまうわけですが、そこは原則として、広告物を設置してはいけないというふうになっておりますけども、例

外としまして、自家広告物と案内広告物については、看板の面積が5㎡以内、高さが5m以内であれば建てて良いということになっていて、今回の既存不適格となった広告物14件のうち12件は自家広告物、2件は案内広告物なので、面積5㎡以内、高さ5m以下に縮小すれば、そのまま看板を立てられるということになっており、それで今回ご理解いただいています。

今回はたまたま一般広告物はございませんで、5年以内に除却をしなければならないというケースはございません。

(高澤議長)

規制の範囲が広がって既存不適格となる工作物がありますが、ご理解いただいて縮小するなりして対応いただけるということなので、他にみなさんからご意見ないようでしたら、この諮問事項については、原案の通りとし、その旨答申することにしたと存じます。異議なしの場合は挙手をお願いします。

[異議なし]

挙手多数ですので審議会といたしましては、原案の通り答申いたします。また、答申文の内容につきましては、私もしくは齋藤委員に一任させていただくことでよろしく願いいたします。ありがとうございました。

(高澤議長)

それではこれより報告事項に移ります。報告事項の一つ目、「山形県景観形成審議会景観審査部会の案件報告等について」事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

～①「山形県景観形成審議会景観審査部会の案件報告等について」**資料-2**を説明～

(高澤議長)

ご説明ありがとうございました。審査部会からの意見の要約と今後の対応について、ご説明いただきました。委員の皆様からご意見などを頂戴できればと思います。ご意見のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか？

(町田委員)

基本的な質問かも知れませんが、景観条例の16条の届出に該当する建物は、総合支庁の審査担当さんはどの時点で建築計画の情報を把握するのでしょうか。審査において現地確認をするという流れになっていますが、これはまだ建設前の段階でということでしょうか。といいますのは、私ども全然規模が違いますが、立ち入り調査などで総合支庁の担当課の方と一緒にいくと、無いはずの既存建築物構造物があるとか、あるはずの窓が無いという

ような状況が常態化しているような現状がありまして、そもそもこの審査というものが建物のどの段階を想定しているものなのかということをお聞きしたいと思います。

(事務局)

景観届の審査担当は総合支庁の建築課でございまして、建築基準法に基づく建築計画の確認申請の審査担当を兼ねています。建築確認というのは大規模な建築物を建てる場合に、設計図の段階で建築基準法に適合するかどうかの審査を受けなければ建ててはいけないというような法律になっています。景観届はそれとセットで同じ審査担当が審査することになります。実態としては、建築計画の話が出たという段階で、設計者さんなり代理人が、建築課に相談に行きます。つまりは現場には何も立っていない更地の状態もしくは、既存建物があってそれ壊して建て替えるというような段階がほとんどでございまして、気づいたら工事が始まっているとか、もう建ってしまっているという状況はあり得ないような審査の流れになっています。

(山畑委員)

今の確認申請の件ですけども、確認審査機関が東京の民間検査機関で行われる場合もあるわけですね。その場合は、その検査機関が理解してないと建築確認を通してしまうという可能性はゼロではないですよ。そこが難しいところなのかなと思いますが、その把握といいますか、事前に行政側で把握していない案件が出てきてしまう可能性をどう排除していくのが難しいところですけども、そのあたりはどうか事務局にお伺いいたします。

(事務局)

景観届に限らず、建築確認に付随して適合しなければいけない規定として、他にも福祉条例だとか、いろいろな届出があります。今現在の建築確認というのは民間検査機関に権限が開放されていまして、必ずしも行政側が審査する案件だけじゃないということで、関連する規定の届出漏れやその他の条例の審査漏れという点について、審査担当としてはすぐく気を使って対応しているところでございます。

具体的には、いくら民間確認検査機関で審査した案件であっても、その報告というのは必ず行政側に来ます。建築計画概要書と審査結果の報告ということで民間審査機関から上がってきます。それを見て見落とさないように、このくらいの規模であれば、景観届が必要なはずだとか、福祉条例の届け出が必要なはずだという視点で審査担当がチェックしています。もし届出が漏れているような場合は、代理者なり建築主に行政側から問い合わせして、届出漏れしていませんかというようなご指摘を申し上げて、届出漏れが生じないように運用しているところであります。

(熊坂委員)

質問ですが、建築確認する上で図面だと白黒の図面で提出されると思うのですが、やはり景観となると色合いがすごく重要だと思ひまして、そういうところはチェックされているのか、状況を教えていただければと思ひます。

(事務局)

ご指摘の通り景観への調和という観点から、外壁の色みというのも規制の対象としてあ

りまして真っ黒だったり真っ赤だったりするのは駄目というようなことを景観基準で規制しています。そこを何で審査するかというと、景観届に添付してもらった図面として立面図は横から見た姿図として色染めしてくださいというように添付を求めています。その図面は完成形の横から見た姿図として、この配色で作りますよという計画図として上がってきますので、それを審査担当が色見本と照らし合わせて、これはOKな色かどうかということを確認している状況です。

(高澤議長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

では続きまして報告事項の二つ目、「山形県屋外広告物講習カリキュラムの見直しについて」事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

～②「山形県屋外広告物講習カリキュラムの見直しについて」資料-3を説明～

(高澤議長)

ご説明ありがとうございました。カリキュラムの変更につきまして皆様からご意見ご質問などはございますでしょうか？いかがでしょうか？山畑先生がご担当なさっているということで、もしよろしければご感想などがあればいただけたらと思いますがいかがでしょうか。

(山畑委員)

私は、山形だけではなくて他でも講師をやっております、確かに法規に関しては、他と比べても長いのかなという感じがしております、今回そこをメインで短縮していくというのはよろしいと思います。それと山形県の特徴は、初日の「表示と安全管理」です。普通は「表示」だけなんです。表示だけで2時間とか3時間ぐらいかけてやっているところが多いのですが、山形では「安全管理」というのを「表示」の中で1時間を私が担当しているというのは特徴だと思います。

「施工」に関しては、翌日90分ということですが、私が担当している東京都では「施工」だけで5時間やっておりますが、そこまでやる必要もないかなと私も思っております。

あと「施工」に関しては、建築士だとかいくつか資格保有者が受講免除になっておりますので、その辺の時間割の立て方ということもあると思うのですが、この初日に「表示と安全管理」がセットになっていて、「施工」免除の人にも「安全管理」の話をお願いいただけるとするのは非常にいいことなのかなと思っております。

もうだいぶ前ですけども札幌の事故を受けて、条例ガイドライン改正とか安全点検を重視するとかそういったことで、広告物の「表示」に関するものと、工作物としての「安全性」を同時に確保しなきゃいけないというところで、「表示」2時間、「安全管理」1時間を合わせて180分で受講していただくのは非常に良いのではないかなと思っております。全体的に通して1.5日になっているのも、丸2日だと受講生も大変ですので、これで問題ないと思っております。

(高澤議長)

ありがとうございます。受講者の負担の軽減も考えられて、中身も非常に検討されているとの感想をいただきましてありがとうございます。他に委員の皆様からいかがでしょうか？

(山科委員)

素朴な質問ですけど、この「考査の実施」ということで、何点以上取れないと修了書もらえないということなののでしょうか、それと修了書もらえないとどうなるのか、あるのでしょうか。

(事務局)

一応「考査」という試験と言っていますが、落第点を決めてやるわけではございませんで、15分ぐらいで試験をしていただいて、その後解答をお渡しして自分で丸付けして、間違ったところをもう1回再点検ということで考えています。ただですね、緊張感を持たせるといふ目的で、最初から試験は極端な話0点でも修了証書をあげますよとかは言いません。といいますのは、山畑先生からですね、去年講義していただいた際に、居眠りしている人が結構いたということをご指摘いただきまして、そのためにはこういったことをすると少しは対策になるのかなというふうに思いましてこういうことを考えました。以上です。

(山畑委員)

事業者登録のための講習会修了という位置づけが自治体によっても多少違うのですけれども、安全管理に関わる話は、点検の必要資格になっているところもあつたりします。他の自治体では、「隣の人がずっと寝てたんですけどそれでいいのでしょうか」というようなクレームが受講者の中から出ている例もあります。それで実際には職員が前の方において、眠ってる人がいたら起こすというような声掛けをしているようなところもありますし、神奈川県・横浜市では、終了考査を同じような形で始めておりますので、緊張感持って受講していただけるという意味でも、簡単なことであれば、いいのかなと思っております。

(高澤議長)

ありがとうございます。余談になりますけど、私達の大学で教職員のセキュリティとかハラスメントに関する研修をオンラインで各自で受けるということがあるのですが、最後にこういうチェックテストのようなものがあります。そういうのがあるとやっぱり緊張感を持って聞くので、そういったチェックするものがあるということは良いかなというふうに思いました。

ありがとうございます。他にいかがでしょうか？よろしいですか。はい、それでは続きまして報告事項の三つ目、「山形の誇れる景観魅力発信事業について」事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

～③「山形の誇れる景観魅力発信事業について」資料－4を説明～

(高澤議長)

ご説明ありがとうございます。景観の魅力発信事業についてですが、委員の皆様よりご意見やご質問などいかがでしょうか？盛りだくさんご紹介いただきましたけど。

(熊坂委員)

今回やまがた景観物語ガイドブックというのが発行されて、私も興味あってすぐ購入させていただいて、見させていただいた中で、写真がとても綺麗だなと思いました。やっぱり私達の仕事としては屋外広告やサイン関係をしているので、こういうところに一緒になって、この景色を生かしていけるようなサインを持とうとしていけなくちゃいけないなと思ったところです。

それとは違うのですが、今、白布の方でサイン計画を長年携わらせていただいている、その中で今回、天元台がビューポイントということだと思うのですが、同町の人たちとサインの色をいろいろ決めている中で、写真を撮ってきたのですが、突然、普通の道路標識などの白いサイン（道路保全課に協力依頼しているビューポイントを示す道路案内標識）が付いてしまって、やっぱり町の人たちとかも、なんでこの色なんだろうっていうのをすごく皆さん疑問にもたれていて、町の人たちにちょっと相談があれば、できれば違う色にしてもらいたかったっていう話もあったので、その辺も何か付ける前に、相談とかあってから付けた方がいいのかなと思ったところです。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。道路案内標識ですけど、それはいつ頃に付いたものでしたでしょうか？最近ですか。

(熊坂委員)

去年ですね。

(事務局)

令和5年ですね。この標識ですけど、我々の景観事業課から、道路管理者、県庁の中の道路保全課という部署があって、そこづつに総合支庁の道路計画課に設置してもらっているという流れで整備しているものでございまして、そうですね、あくまで道路案内標識ということで付けてもらっているわけですけども、色はおそらく必ずしも白である必要はないということだと思うので、貴重なご意見として、道路課と情報を共有して、今後、反映させていければと思った次第です。

(本間委員)

やまがた景観物語の冊子をお送りいただき本当にありがとうございます。こちらいろいろな情報がたくさんあって非常に有益な1冊になったのではないかなと思っております。

3年目ということいろいろなこれまでの課題ですとかこれからやっていきたいことというのがどんどん見えてきている頃なのかなと思っていて、これまでの自分の意見なども取り入れていただいてすごくありがたいなと思っている反面、やはり情報がたくさんになることで、伝わるのが希薄になってしまうこともあるのではないかなと少し懸念しているところもあります。何か一つキャッチコピー的なものですか、全てが連動しているん

だよってというようなものを取り入れるですとか、うまく編集してきちんと伝わるような内容に整備していく必要があるのかなと思っていますが、いかがでしょうか？

(事務局)

ご意見ありがとうございます。ご指摘いただいた通り我々もそこは気にしているところでして、景観という意識が昔に比べれば、だいぶ一般県民の方々にも意識が高まってきているなという中で、県が手がけている景観事業なんですよというようにところの統一性というのは大事だなと思っています。先ほどのガイドブックの説明にもありましたけど、なるべく統一感のある一連の取り組みなんだよってというふうに見えることが、山形県は景観に力を込めているんだなっていうふうに、一般の県民の方々への意識に繋がると思っておりますので、いろいろ取り組みが増えてきているわけですけども、一連の山形の景観を盛り上げる事業ですよというふうに見えるように、今後も意識していきたいと思っております。

(水戸部委員)

素晴らしい取り組みで、町の方でも出前授業等やっていただいたり、景観物語 100 に当町の史跡公園を紹介していただいたりして本当にありがとうございます。

またおっしゃられるように、景観を守っている方がすごく大事で、継続される取り組みを計画されるということで、私自身、自治体の町ですので、そういう守っている方と直接やり取りする側としても本当にありがたいし、素晴らしい取り組みだなと思いつつ伺っております。

令和6年度の感謝状応援イベントの資料のところ、知ってもらいたい繋がってもらいたい関係者というところの自治体関連部局のところ、リクエストというか、私の方でぜひ呼んでいただきたいなと思っていますところがあります。今、町でもちょうど昨日一昨日と大江町の景観関係の会議があって、結構延々と会議をしていたのですが、国交省の工務課さんとか、今回は山形県の道路計画課さんとかにも土木の当事者の方にお越しいただいて、土木の先生とどうしたら景観を守れるか、延々と意見交換していただいたのですが、やっぱり土木関係の事業1個入ると、ここに載せていただいているうちの町の景観も今度変わる予定があったりして、結構影響が大きいです。ぜひ土木事業関係の景観担当部局いわゆる都市計画系とかが多いと思うのですが、そこの方って多分意識としてはすごく景観には高く持たれているのですが、やっぱりどうしても土木の方が悪いわけじゃなくて、土木の第1目的が治水だったら街を守るとか道路を守るっていうところが第1目的になってきて、そこに景観っていうのを掛けていくと時間も手間もお金もかかるし、本当に災害関係だと急いでやらなきゃならないところに余計な手間暇や調査が掛かってきて、非常にご苦勞をおかけすることになります。初めからこういう素晴らしい景観があるから、そういうことを前提に時間をかけて調整するんだとか、そういうのを後からこっちから言うと、嫌々やってもらうことになって、うちとしても余計な手間や設計の手戻りかけちゃって本当に申し訳ないと思うので、最初からそういう良いものがあるんだよっていうのを、都市計画景観関連部局に限らず、土木事業を持ってるような市町村、山形県さん、あとはできれば国の方とか、そういう大きい土木って公共事業が多いと思うので、そういうところの方にお声がけいただければと思うところです。

あとは情報発信としては、文化財の山形県だと博物館文化財課さんがあると思うんですけど、そちらの方ですとか、市町村の文化財担当部局とか。文化財担当部局だと結構歴史的な建物とか、当事者として管理しているのって意外とそういうところで、うちもなんですけど現状変更とかに縛りをかけて、こうしていくともっと良くなるよねとか、所有者さんと話し合っただけでやっぱりうちの町も重要文化的景観になっていて、あんまり壊せないよって言うてる建物は、どうしても持ちきれなくなって今度一つ壊すって話になっていたり、そういう所有者さんとやり取りして問題を感じているなんていう担当の方もいると思うので、県のこういう所有者さんなどを表彰するような素晴らしい取り組みは、私達もすごく参考になりますので、そういったところをお声掛けいただけるととてもありがたいなと思いました。

とても素晴らしい取り組みだと思うので、ぜひ令和7年8年それ以降も繋がっていくといいなと思っております。ありがとうございます。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。まさにですね、知ってもらいたい繋がってもらいたい関係で「景観」という大きなテーマで関係のある方々関連団体には幅広く参加してもらいたいと思っております。水戸部委員がおっしゃられた、土木関係ですけど、私も土木の人間なので身に沁みるところですけど、県としましては土木の技術職員、発注部局担当向けに年1回は必ず必須研修ということで、「景観とは」という講習を義務付けています。しかし、研修している側の肌感覚としては、なかなか景観って何をもって良いというのかとか、どれくらい伝わっているのだろうかというか、感覚がなかなか捉えづらいところです。そのあたり、斎藤先生がご専門だと思うのですが、なかなか土木事業と景観事業の両立って難しいところがあるなっていうのはすごく私も実感としてあるので、まずはこのイベントに来ていただいて、こんなに県は一生懸命、それこそ我々土木部として景観を一生懸命やるっていうことが大事なんだっていうことを、知ってもらえる場になったらより良いなと思っています。

(高澤議長)

ありがとうございます。斎藤会長もしよろしければコメントをお願いいたします。

(齋藤会長)

遅れてやってきて恐縮です。皆さんおっしゃっておられるように、山形県の景観行政に対する県の熱意と、やっておられる事の手厚さをしみじみ感じました。他県の状況と比べても熱心な方だと思います。

それから、皆さんご指摘あったこの「やまがた景観物語」の本、素晴らしいですね。写真は美しいですし、デザインも分かり易いし、とても見易い。

土木の話はちょっとおいて、県がこれだけ手厚く頑張っているのに対し、市町村はどうでしょうか。一部の市町村が熱心なのは存じておりますが、景観行政団体として名乗りを上げている市町村が最上地区にはないのは不思議です。たとえば新庄市は不熱心じゃなくて、県の景観計画で十分という積極的な意向の表れなのか、その辺を教えていただきたいというのが一つあります。

さて、土木の話ですが、土木は本来、機能主義ですが、今の日本の土木は機能主義以前

の問題を抱えている。機能的にちゃんと突き詰めていくと、無駄がなくなって美しくなるというところまでつきつめられてないと思います。しかも、表面的な装飾で景観に配慮したことにするという例が結構多くて、土木が関与する景観は混乱しているように思います。でも中には見事な土木構造物もあるし、使いやすい公共空間もある。そういう先例を皆を見て、景観やデザインとは何かについて一緒に考えるのが大事だと思います。これがいい、これが悪いと一概に決めかねる部分もありますから、現場を見て意見交換することが大事だと思います。

(高澤議長)

ありがとうございます。今、会長から質問ありましたけれども最上地域の状況について説明をお願いします。

(事務局)

市町村に対する我々のスタンスは最上に限らず全域に対して一緒に、すべからくは景観行政団体になってもらう、なりたいたってもらえるぐらいに市町村単位で景観に対して意欲的に取り組んでももらいたいという姿勢であります。

ご指摘のように最上管内が8市町村ある中で、一つも景観行政団体がない唯一の地域になっておまして、我々もそこは実は意識していて、数年前から働きかけはしてきていました。近年動きがありまして、新庄市は景観行政団体になる前段として、歴史的風致維持向上計画、いわゆる歴まち法の計画を令和4年度に策定しまして、今、協議会が動いています。そこは一定の成果だと私達も思っていて、歴まち計画が認定されますと、景観計画を作ることが義務というか、必要条件になっておまして、令和7年度以降に景観計画を作って合わせて景観行政団体に移行するっていう流れまで新庄市は来ています。大変県としても、よかったなと思っておるところです。

(山科委員)

質問ですけど、この景観物語ガイドブックには、すごくたくさん良い写真が載っているんですけど、SNSとかホームページとかには、これらの写真はあまり使えないのでしょうか。実際ホームページとかSNSを見ると、ガイドブックのようなすごく素敵な写真に比べて、もう少し良い写真が載っていると、もっと人は行きたくなるんじゃないかなと思ったところなんです。本を買える方だけでなくやはり、ホームページ見たりSNS見てそこに行きたいと思わせることがやはり大事だなと思うので、そういったところで今後、例えばこの写真を何枚か借りることは無理かもしれないとしても、ホームページ用に少し撮り直すとか、何かそういう計画があったりしますでしょうか？

(事務局)

はい、ガイドブックに掲載している写真ですが、撮影者は発行元の委託先のカメラマンさんたちの作品だったり、これまでやってきた写真コンテストの撮影者さんからご提供いただいた写真だったりして、県の方に一定のPRに活用していいですよという承諾をいただいて使用したものです。膨大な数の写真ストックがありまして今回ガイドブックを発行するというので厳選を厳選を重ねて取りまとめたのが今の段階で、山科委員ご指摘の通り、ホームページだったりとか、SNSの方で載せている写真というのが、まだガイドブックで

使った写真のクオリティに満たない状況になっているという認識はあります。今後ホームページの方も綺麗な写真に入れ替えしつつ、クオリティをアップしていかなきゃいけないということで、取り組んでまいりたいと思っています。

(高澤議長)

よろしいですか。はい。先ほど、ちょうど今 SNS で広告を打ってるというような報告がありましたけれども、それに対して反応があったかないかっていうのは、今の段階ではわからない状況ですか。

(事務局)

ちょうど今の段階での効果としましては、広告を打っている段階で 2 週間たったところではございますけれども、この 2 週間で、通常よりもアクセス数が、何十倍という形で上がってきているところであります。まだ全部全てデータを取りまとめているわけではないので、終わったら委託先から報告をいただくことにはなっておりますが、今、画面表示で見られる限りでは、今インスタグラムのリーチ数（広告表示人数）は、広告入れた後で、1566%上がっているという状況でございます。

(高澤議長)

先ほどの YouTube もそうですし、おそらく書籍だとだいぶ年齢層が高いのかなというふうに想像できるので、山科委員の御指摘のとおり、SNS とかでさらに展開できるのであれば幅を広げて発信できるのかなというふうに感じています。それを見てまた多くの方が行きたいなというふうに思ってもらえるように繋がるといいですね。

(高澤議長)

ありがとうございます。他に委員の皆様からいかがでしょうか？よろしいでしょうか？それでは、以上をもって本日の議事は全て終了いたしました。皆様から活発なご意見いただきどうもありがとうございました。議事を事務局にお戻しします。

(事務局)

高澤委員ありがとうございました。それでは事務局の進行に戻させていただきます。次第の 4 番、その他ということでございますが、全体を通して何かございましたら承りたいと思いますが、いかがでございますでしょうか？よろしいでしょうか？それでは閉会に向かいたいと思います。委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議ご意見頂戴いたしました大変ありがとうございました。以上をもちまして、第 4 回山形県景観形成審議会を終了いたします、どうもありがとうございました。お疲れ様でございました

(了)

令和6年3月6日

議長

高澤 由美 

議事録署名人

町田 裕 修 

議事録署名人

本間 聡 美 